

## 指定希少野生動植物の指定について

### 1 指定の根拠

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成18年大分県条例第14号。以下「条例」という。）第9条第1項。

第9条 知事は、希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項の国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項の緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。  
（第2項以下省略）

### 2 指定を行った種

オナガラムシオイガイ（ムシオイガイ科）



	オナガラムシオイガイ（ムシオイガイ科）
レッドリスト カテゴリー	大分県 IB類 環境省 I類
分布域	佐伯市、臼杵市、津久見市
生育環境	石灰岩地の凹地や礫の間、落ち葉の下
学術的価値	本県南部の石灰岩地域に分布する固有種
減少要因	人による採取や開発

### 3 指定までの経過

- H27.1.22 指定希少野生動植物検討会の開催
- H27.2.9 大分県環境審議会あて諮問
- H27.2.17 大分県環境審議会から答申（「指定案は適当」の答申を受ける）
- H27.2.27～3.12 指定案の縦覧（意見書の提出なし）
- H27.3.31 オナガラムシオイガイ指定の告示  
（周知期間）
- H27.7.1 オナガラムシオイガイ指定告示施行

## 4 指定による行為の制限等

- ・ 個体の所有者等は、希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない（条例第10条）
- ・ 許可なく捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下、「捕獲等」）をしてはならない（条例第12条）
  - ・ ただし、学術研究、繁殖、教育など指定種の保護に資すると認められる目的で捕獲等をする場合は、知事の許可を受けて行うことが出来る（条例第14条）
- ・ 条例に違反して捕獲等をした種の個体（加工品を含む。）の所持、譲渡し、譲受けをしてはならない（条例第13条）
- ・ 違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則に処する（条例第40条）

## 5 現在の指定状況

指定希少野生動植物 21種（植物 13種、動物 8種） 平成27年6月1日現在

	分類群	科名	種名	レッドデータブックカテゴリー(※)		指定年月日	施行年月日
				大分県	環境省		
植物	種子植物	ユリ科	タマボウキ	1A	1B	H18.12.26	H19.4.1
			ヒメユリ	1A	1B	H18.12.26	H19.4.1
		イラクサ科	チョクザキミズ	1A	1B	H18.12.26	H19.4.1
		ニシキギ科	ナガバヒゼンマユミ	1A	1A	H18.12.26	H19.4.1
		ラン科	ナゴラン	1A	1B	H20.3.28	H20.7.1
		イワタバコ科	イワギリソウ	1A	2	H18.12.26	H19.4.1
		キク科	ヒゴタイ	1B	2	H18.12.26	H19.4.1
			イワギク	1A	2	H20.3.28	H20.7.1
		ナデシコ科	オグラセンノウ	1A	2	H21.3.31	H21.7.1
		キキョウ科	ヤツシロソウ	1A	1B	H22.3.31	H22.7.1
	シダ植物	ホウライシダ科	ホウライクジャク	1A	1B	H18.12.26	H19.4.1
			オトメクジャク	1B	1B	H21.3.31	H21.7.1
	コケ植物	ミズゴケ科	オオミズゴケ	準	準	H18.12.26	H19.4.1
動物	魚類	ハゼ科	クボハゼ	1B	1B	H26.5.7	H26.9.1
		ハゼ科	チクゼンハゼ	1B	2	H26.5.7	H26.9.1
	甲殻類	カブトガニ科	カブトガニ	1B	1	H18.12.26	H19.4.1
	昆虫類	タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン	1B	1A	H18.12.26	H19.4.1
		シジミチョウ科	クロシジミ	1B	1B	H18.12.26	H19.4.1
		トンボ科	ハッチョウトンボ	1A	—	H24.3.30	H24.7.1
	陸・淡水産貝類	ミズゴマツボ科	オンセンミズゴマツボ	1A	1	H22.3.31	H22.7.1
		ムシオイガイ科	オナガラムシオイガイ	1B	1	H27.3.31	H27.7.1

## 国東半島県立自然公園 公園区域及び公園計画の変更について

### 1 公園の概要

#### (1) 沿革

昭和26年3月30日	公園指定
54年6月 5日	公園区域の変更及び公園計画(保護規制計画)の決定
55年5月13日	公園計画(利用施設計画)の決定
56年1月16日	公園計画(利用施設計画)の一部変更

#### (2) 所在市町村

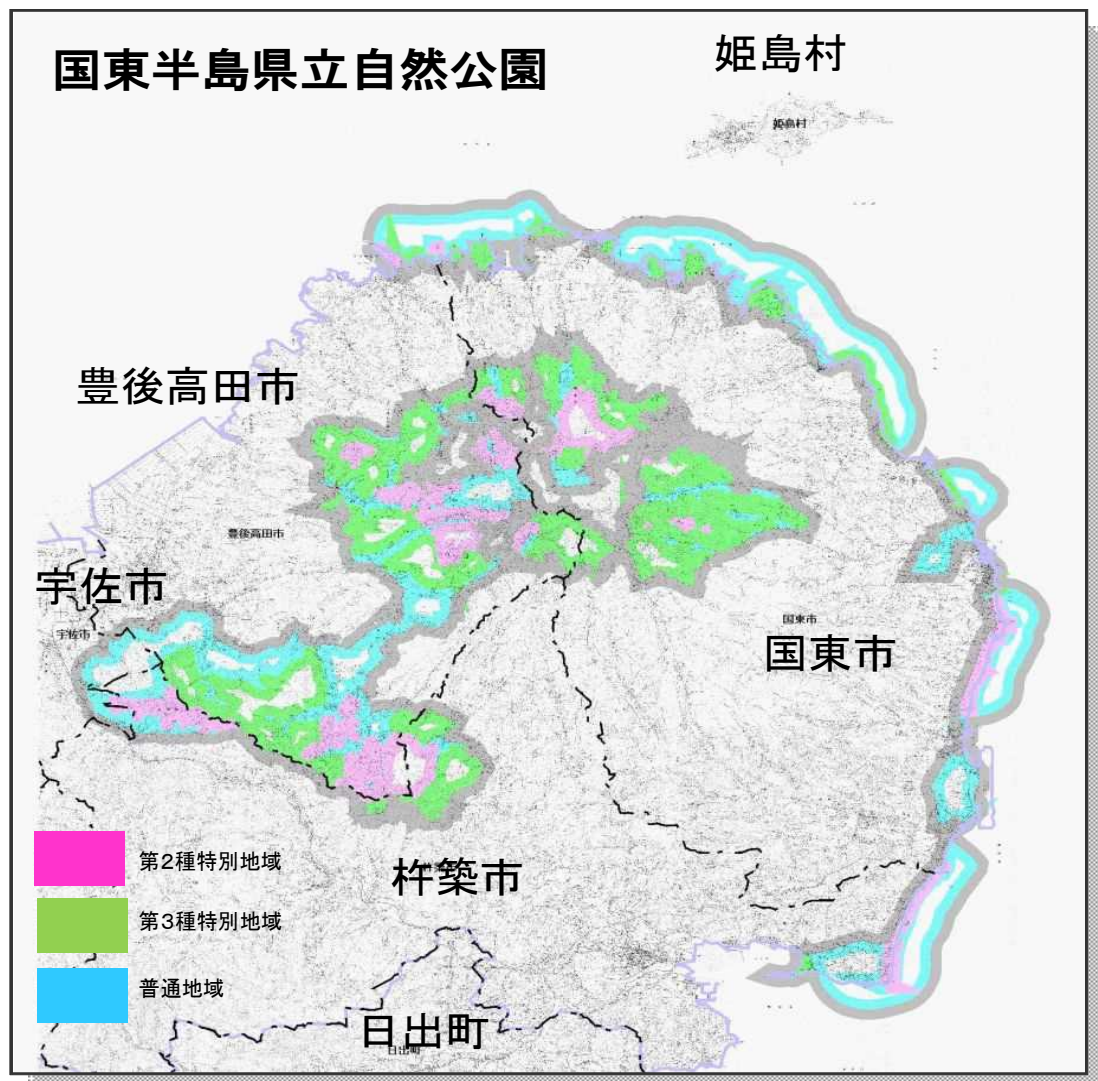
豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市

#### (3) 面積

\*変更前面積は GIS による再計測後

(変更前)	19,263.4ha	(陸域	15,163.4ha	海域	4,100ha)
(変更後)	19,232.8ha	(陸域	15,132.8ha	海域	4,100ha)
(増減)	30.6ha	(陸域	30.6ha)		

### 国東半島県立自然公園の位置



## 2 変更の理由

- (1) 公園計画の決定から36年が経過し、社会環境の大きな変化がみられること。
- (2) 瀬戸内海国立公園の利用施設計画が変更（平成25年2月）されたため、整合性を図る必要があること。

## 3 変更の概要

- (1) 指定書（大分県立自然公園条例第5条、第6条）

公園区域線の変更（境界の明確化） 宇佐市立石等 7 地域

- (2) 公園計画書

### ① 保護計画の変更

- ・ (1) の変更に伴う地種区分（特別地域、普通地域）の追加・変更
- ・ 田染荘周辺地域の地種区分線が不明確となった箇所を変更

### ② 利用計画の変更

- ・ 単独施設

2 施設の整備方針を変更（天念寺、熊野磨崖仏駐車場）

- ・ 道路（車道）

国道213号の整備に伴い利用計画路線を統合したため1路線が減  
国立公園見直しにより2路線が国立公園に編入されたため削除

- ・ 道路（歩道）

国立公園見直しにより一部の歩道が削除されたため1路線を削除、2路線  
をルート変更

## 4 告示

平成27年6月26日（県報登載）

変更箇所一覧表②（利用施設）

○単独施設の変更(2施設)

種類	位置	整備方針(―線は追加施設)
園地	豊後高田市長岩屋（天念寺）	天念寺一帯の文化財観賞及び自然探勝のための園地として機能させる。(休憩所、駐車場、公衆便所、 <b>歴史資料館</b> を付帯させる。)
駐車場	豊後高田市田染平野（熊野）	熊野磨崖仏一帯の歴史的環境及び自然景観観賞者のための駐車場として機能させる。熊野磨崖仏一帯の歴史的環境及び自然探勝者のための駐車場として機能させる。(休憩所、公衆便所を付帯させる。)

○道路

(1)車道

①道路整備による統合(1路線の減)

路線名	区間	変更理由
黒津崎内田線	起点…国東市国東町小原 終点…国東市武蔵町古市	道路整備により国道213号へ統合されたため

②国立公園変更に伴う削除(2路線)

路線名	区間	変更理由
赤根岩戸寺線	起点…国東市国東町山口 終点…国東市国見町畑	瀬戸内海国立公園の変更により、国立公園区域に含まれることとなったため
岩戸寺両子線	起点…国東市国東町山口 終点…国東市国東町稲川安岐町山内	

(2)歩道

①国立公園変更に伴う削除(1路線)

路線名	区間	変更理由
屋山伊美山線	起点…豊後高田市屋山 終点…豊後高田市屋山(国立公園界) (この間削除された国立公園内の歩道に連絡) 起点…豊後高田市一ノ弘(国立公園界) 終点…豊後高田市真玉町(国立公園界) (この先削除された国立公園内の歩道に連絡)	瀬戸内海国立公園の変更により、連絡する国立公園内の歩道が削除されたため

②国立公園変更に伴う変更(2路線)

路線名	区間	変更理由
佐屋元千灯線	○変更前 起点…豊後高田市佐屋ノ元 終点…国東市国見町西方寺(国立公園界) (この間削除された国立公園内の歩道に連絡) 起点…国東市国見町千燈(国立公園界) 終点…国東市国見町千燈 ○変更後 起点…豊後高田市佐屋ノ元 終点…豊後高田市前田	瀬戸内海国立公園の変更により、連絡する国立公園内の歩道が削除されたため、路線の一部を削除するもの
不動山金ヶ峠線	○変更前 起点…国東市国見町不動山 終点…国東市国東町金ヶ峠(国立公園界) (この先削除された国立公園内の歩道に連絡) ○変更後 起点…国東市国見町不動山 終点…国東市国見町赤根	瀬戸内海国立公園の変更により、連絡する国立公園内の歩道が削除されたため、連絡先(終点)を変更するもの

変更箇所一覧表②（利用施設）

○単独施設の変更(2施設)

種類	位置	整備方針(―線は追加施設)
園地	豊後高田市長岩屋（天念寺）	天念寺一帯の文化財観賞及び自然探勝のための園地として機能させる。(休憩所、駐車場、公衆便所、 <b>歴史資料館</b> を附帯させる。)
駐車場	豊後高田市田染平野（熊野）	熊野磨崖仏一帯の歴史的環境及び自然景観観賞者のための駐車場として機能させる。熊野磨崖仏一帯の歴史的環境及び自然探勝者のための駐車場として機能させる。(休憩所、公衆便所を附帯させる。)

○道路

(1)車道

①道路整備による統合(1路線の減)

路線名	区間	変更理由
黒津崎内田線	起点…国東市国東町小原 終点…国東市武蔵町古市	道路整備により国道213号へ統合されたため

②国立公園変更に伴う削除(2路線)

路線名	区間	変更理由
赤根岩戸寺線	起点…国東市国東町山口 終点…国東市国見町畑	瀬戸内海国立公園の変更により、国立公園区域に含まれることとなったため
岩戸寺両子線	起点…国東市国東町山口 終点…国東市国東町稲川安岐町山内	

(2)歩道

①国立公園変更に伴う削除(1路線)

路線名	区間	変更理由
屋山伊美山線	起点…豊後高田市屋山 終点…豊後高田市屋山(国立公園界) (この間削除された国立公園内の歩道に連絡) 起点…豊後高田市一ノ弘(国立公園界) 終点…豊後高田市真玉町(国立公園界) (この先削除された国立公園内の歩道に連絡)	瀬戸内海国立公園の変更により、連絡する国立公園内の歩道が削除されたため

②国立公園変更に伴う変更(2路線)

路線名	区間	変更理由
佐屋元千灯線	○変更前 起点…豊後高田市佐屋ノ元 終点…国東市国見町西方寺(国立公園界) (この間削除された国立公園内の歩道に連絡) 起点…国東市国見町千燈(国立公園界) 終点…国東市国見町千燈 ○変更後 起点…豊後高田市佐屋ノ元 終点…豊後高田市前田	瀬戸内海国立公園の変更により、連絡する国立公園内の歩道が削除されたため、路線の一部を削除するもの
不動山金ヶ峠線	○変更前 起点…国東市国見町不動山 終点…国東市国東町金ヶ峠(国立公園界) (この先削除された国立公園内の歩道に連絡) ○変更後 起点…国東市国見町不動山 終点…国東市国見町赤根	瀬戸内海国立公園の変更により、連絡する国立公園内の歩道が削除されたため、連絡先(終点)を変更するもの